

特別養護老人ホーム新田楽生苑 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供いたします。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

※当施設の利用対象は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方となります。

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6903-0309 (午前9時～午後5時まで)

担当 生活相談員

ご不明な点は、何でもおたずねください。

その他の苦情相談窓口

- ・ 足立区介護保険課 電話番号 03-3880-5746
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 電話番号 03-6238-0177

2. 特別養護老人ホーム新田楽生苑の概要

(1) 施設の名称・所在地等

東京都指定	第 1372113934 号 (ユニット型)
東京都指定	第 1372113942 号 (従来型)
事業所名	特別養護老人ホーム新田楽生苑
所在地	東京都足立区新田一丁目 21 番 20 号

(2) 施設の職員体制

	基準人員	人員配置	業務内容	備考
施設長	1 名	1 名	施設業務の統括	
介護支援専門員	2 名	2 名以上	ご利用者の施設サービス計画の作成及び関係機関との連絡	生活相談員と兼務
生活相談員	2 名	2 名以上	ご利用者の生活相談及びサービスの企画	介護支援専門員と兼務
介護職員	51 名	51 名以上	ご利用者の日常生活の介護,援助	
医師	1 名	1 名以上	ご利用者の診療及び健康管理	
看護職員	3 名	3 名以上	ご利用者の健康管理	
機能訓練指導員	1 名	1 名以上	ご利用者の機能訓練とその指導	
(管理) 栄養士	1 名	1 名以上	ご利用者の給食及び栄養管理	
厨房職員	—	4 名以上	ご利用者への給食の提供	
事務員	—	4 名以上	経理及び庶務	

(3) 施設の設備等の概要

定員	150名(2階 従来型多床室・個室54名)(3階・4階 ユニット型個室96名)				
居室	ユニット型個室	96室	(1室 12.96㎡)	静養室	1
	従来型個室	9室	(1室 12.79㎡)	共同生活室	8
	2人部屋	5室	(1室 25.85㎡)	食堂・談話室	5
	3人部屋	9室	(1室 38.71㎡)	医務室	1
	4人部屋	2室	(1室 53.43㎡)	特別浴室	3
浴室(介護浴室)	8				

3. サービス内容(介護保険給付サービス)

(1) 食事

・管理栄養士が作成した献立表により、栄養面とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。

※食費は原則自己負担になっております。

(食事時間)

朝食 07:30~09:30 昼食 11:30~13:30 夕食 17:30~19:30

・食後、ご利用者の状況に応じた口腔ケアを実施致します。

(2) 排泄

・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

(3) 入浴

・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。

・寝たきり等で座位のとれない場合は、特殊浴槽を用いての入浴が可能です。

(4) 離床・着替え・整容等

・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。

・生活リズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

(5) 機能訓練

・機能訓練指導員によるご利用者の状況に適した機能訓練を行ない、身体機能の低下を防止するよう努めます。

(6) 巡回・巡視

- ・施設では基本 2 時間おきで巡回を行い、安否確認をしています。

(7) 施錠

- ・居室ドアは施錠せず対応していますので、他のご利用者が間違っ
て居室内に入ってしまう場合がありますのでご理解下さい。
- ・安否確認をさせて頂く為、施錠してある場合でも職員が解錠し、訪室して安否確認させていただきます。

(8) 職員体制（常勤換算）

- ・ご利用者 3 名に対して、職員 1 名を配置しています。

(9) 夜勤帯の人員配置

- ・2 ユニットの職員 1 名体制で業務に従事します。

(10) 健康管理

医療法人社団 福寿会 福寿会病院

診療科：内科

住所：東京都足立区梅田 7-18-12

電話：03-5681-9055

診察日：週 1 回 9：30～12：00

（協力の内容）

ご利用者様及びご家族様からの申込みがあった場合、医師がホームを訪問し、受診希望のご利用者様への診察（内科）を行うほか、ご利用者様の健康管理上の助言・指導をホーム職員に対して行います。また、ご利用者様に体調変化等が生じた際には可能な範囲にて、医師が必要な助言・指示を行います。費用については、直接医療機関との契約に基づき、医療機関の指定する方法でお支払いをしていただきます。（ホームから車で 20 分程度の距離）

あいゆう歯科

住所：東京都葛飾区青戸 3-29-5-101

電話番号：03-6662-7451

診療科：口腔外科

（協力の内容）

医師の計画に基づく訪問診療及び歯科診断を週に 1 度行います。

(11) 相談及び援助

- ・当施設は、ご利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な

援助を行うよう努めます。

(12) 社会生活上の便宜

- ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとします。

4. サービス内容（介護保険外サービス）

(1) 金銭管理

- ・ご利用者による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。

※預り金管理費 現金管理（月額 500 円） 通帳管理（月額 300 円） 年金通帳管理（月額 1,000 円）

- ・管理する金銭の限度額：現金管理の場合は 5,000 円以下を限度とします。
- ・管理する金銭等の形態：指定する金融機関預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。
- ・お預かりするもの：上記預金通帳と通帳印

(原則 1 つ)

- ・保管場所：事務室金庫
- ・保管管理者：施設長が責任をもって管理します。

(2) 居室料・食費

- ・居室料 1日あたり 915 円（2 階 多床室・個室） 2,480 円（3 階・4 階 ユニット型個室）
- ・食費 1日あたり 1,620 円

(3) 入院ベッドの活用

- ・入院中の空きベッドは、介護保険法により短期入所生活介護の事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。※使用については、適宜相談させていただきます。

(4) 特別な食事の提供

- ・ご利用者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

※料金については特別な食事のために要した追加費用を実費でご請求します。

(5) 美容サービス

- ・美容サービス 実費 ※外部委託

(6) 電気代

- ・使用する対象の電化製品一つにつき 1 日 50 円（冷蔵庫、テレビ、電気あんか、電気毛布）

(7) その他の日常生活費

- ・ご利用者に負担して頂くことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

※内容については別途書面にて説明し同意を得ます。

(8) 行政手続代行

行政機関への手続きは基本的にはご家族にお願いしておりますが、ご家族の状況により必要な場合は代行します。注意：手続きに係る経費をご負担いただきます。

5. 利用料金および利用料金のお支払方法

- ・利用料金は別紙料金表の通りです。
- ・利用料金は月末締めにて計算し、翌月 10 日頃に請求書を発送します。
- ・請求書発送月の月末までに口座振込、または自動引き落としでお支払いいただきます。

6. 施設サービスが提供できない場合

- ・入院して医療、治療が必要と判断された場合。
- ・施設として適切なサービスを提供することが困難な場合。

7. 退所の手続き

- ・ご利用者は、いつでも申し出ることにより契約を終了することができます。
- ・また、施設はご利用者に対して文書で通知することにより契約を解約することができます。

※詳しくは、契約書第 9 条を参照下さい。

8. サービス提供の記録の保存

- ・サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後 2 年間保管いたします。
- ・記録はご利用者またはご家族が希望すれば、閲覧することができます。

9. 退所時の援助

- ・契約の終了によりご利用者が退所する際には、ご利用者及びそのご家族の希望、退所後に生活することとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

10. 秘密保持の厳守

- ・施設及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- ・ご利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、ご利用者の個人情報を提供しません。

11. 個人情報の収集、保護、利用に関する事項

- ・施設及び職員は偽り、その他不正に個人情報を取得しません。
- ・また違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しません。
- ・その取り扱う個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

12. 事故発生時の対応

・ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用者に対するサービスの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 緊急時の対応方法

・ご利用者の容態に変化などがあった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

14. 非常災害対策

- ・防災時の対応は、消防防災計画書に沿って行います。
- ・防災設備は、消防法に基づく基準以上の設備を備えております
- ・防災訓練は、年に2回実施し、うち1回は夜間を想定した訓練を行います。
- ・非常用の水及び食料は最低3日分を備蓄しています。

15. サービス内容に関する相談・苦情

・ご利用者、ご家族の方からの相談、苦情などに対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関するご利用者・ご家族のご要望、苦情に対し、迅速に対応いたします。

16. 当施設ご利用相談・苦情相談について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は次の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	社会福祉法人新生福祉会 特別養護老人ホーム新田楽生苑施設長	吉井 靖貴
苦情受付担当者	社会福祉法人新生福祉会 特別養護老人ホーム新田楽生苑生活相談員	廣澤 亜紀 菅原 一枝
受付期間	8：30～17：30（月～土）※日曜・祝日を除く。 上記以外の時間をご希望の場合は別途ご相談下さい。	
電話番号	特別養護老人ホーム新田楽生苑	03-6903-0309
相談場所	特別養護老人ホーム新田楽生苑 面談室	

苦情処理委員（第三者委員）

苦情処理委員	松村 晃次	0845-27-1601
苦情処理委員	村上 登貴子	090-5375-1207

(2) 行政機関における苦情処理の受付

足立区基幹包括支援センター	所在地 足立区梅島 2-1-20 1階 電話番号 03-6807-2460
足立区介護保険課事業者指導係	所在地 足立区中央本町 1-17-1 電話番号 03-3880-5746
東京都国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号 03-6238-0177

(3) サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有り
【実施した直近の年月日】	令和6年11月22日
【第三者評価機関名】	株式会社 ミライシア
【評価結果の開示状況】	有り

16. 保証人条項

「保証人_____（続柄_____）は、_____が貴施設に負担する一切の債務につき同人と連帯してその履行をします。」

17. 当法人の概要

(1) 名称・法人種別：社会福祉法人新生福祉会

代表役職：理事長 山中 康平

本部所在地：〒722-2416 広島県尾道市瀬戸田町林 1288 番地 6

電話：0845-27-2943 F A X：0845-27-2927

(2) 協力医療機関

協力医療機関は次のとおりです。受診する際には、ご家族へ付き添いをお願いする場合がございます。

① 医療法人社団 福寿会 福寿会病院

住所：東京都足立区梅田7丁目18-12

電話番号：(総合)03-5681-9055

(在宅診療部) 03-5888-7391

診療科：内科・外科・整形外科・リウマチ科・脊椎外科・耳鼻咽喉科・神経外科・神経内科
乳腺外科・泌尿器科・形成外科・麻酔科

② 堀切中央病院

住所：東京都葛飾区堀切7丁目4-4

電話番号：03-3602-3135

診療科：内科・外科・整形外科・循環器内科・消化器内科・神経内科

(協力の内容)

夜間（休日・夜間含む）の対応及び入院加療（内科、外科、整形外科等）を行います。緊急時24時間対応可。費用については、直接医療機関との契約に基づき、医療機関の指定する方法でお支払いをしていただきます。（ホームから車で30分程度の距離）

(3) 入院の場合

・入院時にはご家族に病院へ来て頂き、手続き等をして頂く必要があります。

注：入院中は所得段階に応じた1日毎の居住費をご負担頂きます。

(4) 退院の場合

・退院の許可が出た時点で帰所の日程を調整させて頂きます。

・退院の際はご家族の立会が必要となりますのでご理解下さい。

(5) 医療行為

・胃ろう（経管栄養）の医療行為が必要なご利用者でも受け入れは可能です。

・上記以外の医療行為を伴う退院や再入所後の施設生活についてはご相談ください。

(6) 面会

ご面会の際には面会簿へご記入のうえご面会ください。

通常の面会時間は、9：00～17：00 となっています。

- ・20：00～朝 8：00 までの時間帯は正面玄関が施錠されますので、玄関のインターホンをご利用いただければ当直者が対応いたします。
- ・応答が無い場合は新田楽生苑へお電話にてご連絡ください。
- ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が発生した場合は面会を制限させていただく場合があります。
- ・また、ご家族の間で感染症が発生した場合や感染の恐れがある場合には、事前に施設まで連絡の上、ご相談下さい。

(7) 差し入れ

・ご利用者の体調、病状、衛生管理上の問題もありますので食品や飲料をお持ち込みの場合は、職員へお声おかけ下さい。また、他のご利用者への無断での差し入れ等はお断りしております。

(8) 外出・外泊

・ご利用者との外出の際は、職員へお声をおかけ下さい。遠方への外出や外泊の場合は、お薬の準備等がありますので事前にご連絡をお願い致します。

※外出・外泊の際には届出をお願いしていますので、ご協力をお願いします。

ただし、ご利用者の当日の体調等の理由により外出及び外泊をご遠慮いただくことがあります。この場合、ご利用者及び家族にその理由をご説明いたします。

(9) 居室・備品・器具の利用

・居室の壁へのクギや画鋲のうちつけ、ガムテープ類の貼り付けはお断りしています。また、通常の使用限度を越えての利用にともなう破損、過失による損耗・破損の箇所は退所時に現状復帰していただくこととなりますので、ご留意ください。

(10) 喫煙・飲酒

- ・当施設は館内禁煙となっています。喫煙は所定の場所をお願い致します。
- ・居室内での喫煙はセンサーが反応しスプリンクラーが作動する恐れがあります。
- ・飲酒は医師等から制限が無い限り特に制限しませんが、常識の範囲内で飲酒をお願いしています。

(11) 迷惑行為等

・騒音等で他ご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他ご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

(12) 居室の変更

同居者、隣接居室者とのトラブルがあった場合は、居室の空き状況等に応じて検討いたします。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合がございます。その際には、入居者やご家族等と協議の上で決定するものといたします。

(13) 居室の使用

- ・居室、居室内の設備等のご利用者専用です。ご利用者、家族以外が使用することはご遠慮下さい。

(14) 事務所手続き等

- ・事務所窓口は 9:00~17:00 までとなっております。事務手続きはこの時間帯にてお願いします。
- ・各種保険証等の原本は施設にて保管管理させていただきます。手続き等で必要な場合は、貸し出し致します。

(15) 料金の変更

- ・介護保険改正時や居室料金の変更により、利用料金の変更等がある際は、ご利用者・ご家族様の同意を得るものとします。

年 月 日

事業者 社会福祉法人新生福社会 (東京都指定第 1372113934 号 ユニット型)
(東京都指定第 1372113942 号 従来型)

所在地 東京都足立区新田一丁目 21 番 20 号

名称 特別養護老人ホーム新田楽生苑

説明者 所属 生活相談室

説明者 廣澤 亜紀 菅原 一枝

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての説明を受けたことを確認しました。

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印